

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成17年12月26日

【中間会計期間】 第231期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

【会社名】 株式会社 十八銀行

【英訳名】 The Eighteenth Bank , Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 藤 原 和 人

【本店の所在の場所】 長崎市銅座町1番11号

【電話番号】 (095)824局1818番(代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 下 春 雄 二

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋2丁目3番4号
株式会社十八銀行 東京事務所

【電話番号】 (03)5200局1102番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 柴 田 浩 一

【縦覧に供する場所】 株式会社十八銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋2丁目3番4号)

株式会社十八銀行 大阪支店
(大阪市中央区西心斎橋2丁目1番5号)

株式会社十八銀行 福岡支店
(福岡市中央区渡辺通2丁目1番10号)

株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社 大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

証券会員制法人 福岡証券取引所
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

(注) 東京支店及び大阪支店は証券取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度 中間連結 会計期間	平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成15年度	平成16年度
		(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)
連結経常収益	百万円	33,058	31,992	33,538	64,064	63,677
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	1,678	26,205	7,984	4,322	21,730
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	973	19,411	3,252		
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円				2,091	14,027
連結純資産額	百万円	123,696	106,924	121,957	127,501	115,623
連結総資産額	百万円	2,216,716	2,156,299	2,206,758	2,234,241	2,285,372
1株当たり純資産額	円	777.75	673.97	757.81	802.16	725.69
1株当たり中間純利益 (は1株当たり中間純損失)	円	6.09	122.20	20.26		
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失)	円				13.05	88.32
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	5.44		18.32		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円				11.71	
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.61	8.52	9.26	9.90	8.99
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	60,798	44,708	9,417	112,396	75,602
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	77,555	14,706	69,572	68,518	58,068
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,236	585	252	5,177	785
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	54,506	54,199	71,047		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				114,195	130,944
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,851 [464]	1,814 [465]	1,756 [530]	1,824 [464]	1,766 [471]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
 2. 平成16年度中間連結会計期間及び平成16年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、連結中間(当期)純損失を計上しているため記載していません。
 3. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載してあります。
 4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成してあります。なお、当行は国内基準を採用してあります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第229期中	第230期中	第231期中	第229期	第230期
決算年月		平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成16年3月	平成17年3月
経常収益	百万円	28,585	26,611	27,888	54,848	52,777
経常利益 (は経常損失)	百万円	1,239	26,701	8,306	3,316	22,410
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	784	19,450	3,803		
当期純利益 (は当期純損失)	百万円				1,841	14,064
資本金	百万円	22,886	22,886	22,886	22,886	22,886
発行済株式総数	千株	174,495	174,495	174,495	174,495	174,495
純資産額	百万円	122,889	106,018	121,601	126,632	114,718
総資産額	百万円	2,201,141	2,137,338	2,188,732	2,216,885	2,265,652
預金残高	百万円	1,882,308	1,854,353	1,901,071	1,884,425	1,894,842
貸出金残高	百万円	1,481,921	1,418,117	1,361,678	1,471,175	1,450,651
有価証券残高	百万円	585,196	580,232	701,003	569,921	631,210
1株当たり中間配当額	円	2.50	2.50	2.50		
1株当たり配当額	円				5.00	5.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.52	8.38	9.19	9.80	8.85
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,573 [387]	1,508 [416]	1,416 [426]	1,545 [394]	1,469 [420]

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成17年9月30日現在

	銀行業	リース事業	その他の事業	合計
従業員数(人)	1,416 [426]	41 []	299 [104]	1,756 [530]

(注) 1. 従業員数は、契約行員、嘱託及び臨時従業員762人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成17年9月30日現在

従業員数(人)	1,416 [426]
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は、契約行員、嘱託及び臨時従業員583人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3. 当行の従業員組合は、十八銀行従業員組合と称し、組合員数は1,158人であります。
労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

金融経済環境

上半期のがわ国経済は、回復基調で推移しました。企業収益は高水準で推移し、設備投資は増加を続けました。雇用者所得も雇用と賃金の改善を反映して緩やかな増加を続けており、そのもとで個人消費は底堅く推移しました。

先行きについても、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要があるものの、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれています。

一方、当行の主要な営業地盤である長崎県経済は、緩やかながら製造業を中心に持ち直しの動きがみられますが、回復感に乏しく引き続き厳しい状況にあります。

(生産面)

造船では、大手・中堅造船を中心に、世界的な荷動きの活発化などを背景に引き続き高水準の受注残高を抱え、高操業を継続しており、増産投資を行う動きもみられました。重電機械では、原動機の生産は海外向け発電プラント関連の受注を背景に一定の操業を維持しました。電動機の実生産は、中国向けなど海外需要を背景に高操業を維持しました。電子部品では、シリコンウェーハやICの実生産は、在庫調整の進捗を背景に上向いており、新たな需要を睨んだ増産投資の動きもみられました。

(需要面)

公共投資は低調に推移しているほか、個人消費は下げ止まりつつあるものの全体として盛り上がり欠いています。観光については、長崎市で7月末から始まった「長崎さるく博 06」のイベント効果もあり、主要観光地入場者数、宿泊者数が前年を上回るなど一部に回復の兆しもみられましたが、総じて低調に推移しています。

(雇用面)

全国の有効求人倍率との格差は広がり、依然厳しい状況が続いています。

経営方針(単体ベース)

経営の基本方針

当行は、企業理念を以下のとおり定め、地域社会の発展に貢献できるよう、収益力の強化や健全性の維持・向上に向け企業努力を続けております。

「**地域とともに**」 十八銀行は、地域のための金融機関として、地域とともに歩み、ともに発展し、地域社会と人々のより豊かな明日の創造に貢献します。

「**お客さまのために**」 十八銀行は、お客さまのご要望に的確にお応えするため、先見性と健全性をもち、人と組織を活かし、どこよりも質の高いサービスを提供します。

「**心をこめて**」 私たちは、たえず自分を磨き、明るく楽しく、いきいきと仕事に取り組み、ふれあいを大切にしたい行動で信頼と期待に応えます。

また、平成16年4月よりスタートした中期経営計画「十八銀行 21世紀の戦略～第2ステージ～」では、「公的資金に頼らず、経営統合もせず『長崎県のリーディングバンク』の地位を磐石なものとする」ことを当行の目指す姿と定め、その実現のために様々な施策に取り組んでおります。

中長期的な経営戦略

中期経営計画「十八銀行 21世紀の戦略～第2ステージ～」を着実に遂行することにより、健全性・収益性・不良債権比率・長崎県内の預貸金シェア等あらゆる角度から見て欠点のない優良銀行の姿の早期実現を目指してまいります。

[計画の全体像]

計画の基本方針

公的資金に頼ることなく、経営統合もせず『長崎県のリーディングバンク』の地位を磐石なものとする

経営目標

企業再生への取組強化及び不良債権比率の引き下げ
高い効率性・収益性の維持と健全性の堅持
営業体制のさらなる強化

計画期間

平成16年4月～平成19年3月

目標とする経営指標

中期経営計画「十八銀行 21世紀の戦略～第2ステージ～」において、目標とする主な経営指標は以下のとおりであります。

〔計数目標〕	17年度計画	18年度計画
(1) コア業務純益	150億円以上	150億円以上
(2) 当期純利益	50億円以上	50億円以上
(3) 金融再生法開示債権比率(部分直接償却後)	5%台	4%台
(4) 自己資本比率	9%台前半	9%台後半

利益分配に関する基本方針

利益分配につきましては、株主重視の経営を目指す観点から、従来からの年間1株当たり5円の安定配当に加え、業績連動配当を行うこととし、業績を反映した更なる利益分配を実施してまいります。安定配当と業績連動配当を合わせた配当性向は25%程度を目途と考えておりますが、各期の具体的な業績連動部分の配当金につきましては、その時々々の経済情勢、財務状況等を勘案し、各期の業績が明らかになった時点で決定してまいります。

投資単位の引下げに関する考え方及び方針

投資単位の引下げは、個人投資家の株式市場への参加を促し株式の流動性を高めるための有効な施策のひとつと考えておりますが、引下げにつきましては、業績、株価水準、費用対効果等を勘案し、慎重に検討してまいります。

経営成績(連結ベース)

当中間連結会計期間末の主要勘定残高につきましては、調達面では、譲渡性預金を含む預金が前連結会計年度末比60億71百万円増加して1兆9,500億14百万円となり、運用面では貸出金が前連結会計年度末比883億50百万円減少して1兆3,557億95百万円となりました。

損益面につきましては、連結経常収益は前年同期比15億46百万円増加して335億38百万円、連結経常費用は前年同期比326億44百万円減少して255億53百万円となりました。

その結果、連結経常利益は79億84百万円、連結中間純利益は32億52百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績(内部取引控除前)は次のとおりであります。

銀行業

経常収益は前年同期比12億77百万円増加して278億88百万円となり、経常費用は前年同期比337億31百万円減少して195億82百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比350億7百万円増加して83億6百万円となりました。

リース業

経常収益は前年同期比3億5百万円増加して53億75百万円となり、経常費用は前年同期比12億12百万円増加して60億64百万円となりました。この結果、経常損益は前年同期比9億7百万円減少して6億89百万円の損失となりました。

その他の事業

その他の事業の主なものは、保証及びクレジット事業等であります。経常収益は前年同期比3億93百万円減少して22億78百万円となり、経常費用は前年同期比3億32百万円減少して20億67百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比62百万円減少して2億10百万円となりました。

なお、所在地別セグメントにつきましては、本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため記載しておりません。

連結キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間にかかるキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローはコールローン等の減少を主因に前年同期比541億25百万円増加して94億17百万円のプラスとなりました。投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得による支出の増加を主因に前年同期比548億66百万円減少して695億72百万円のマイナスとなりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の売却による収入の増加を主因に前年同期比 8 億37 百万円増加して 2 億52 百万円のプラスとなりました。その結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は前連結会計年度末比598億96百万円減少して710億47百万円となりました。

(1) 国内・国際別収支

国内業務部門

資金運用収支は、資金運用収益の減少が資金調達費用の減少を上回ったことから、前中間連結会計期間比5億96百万円の減少となりました。役務取引等収支は、役務取引等収益の増加が役務取引等費用の増加を下回ったことから、前中間連結会計期間比17百万円の減少となりました。その他業務収支は、その他業務収益の減少がその他業務費用の減少を下回ったことから、5億92百万円の増加となりました。

国際業務部門

資金運用収支は、資金運用収益の増加が資金調達費用の増加を下回ったことから、前中間連結会計期間比2億88百万円の減少となりました。役務取引等収支は、役務取引等収益が増加し役務取引等費用が減少したことから、前中間連結会計期間比8百万円の増加となりました。その他業務収支は、その他業務収益の増加がその他業務費用の増加を下回ったことから、54百万円の減少となりました。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	19,168	886		20,055
	当中間連結会計期間	18,572	598		19,171
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	20,109	1,434	24	21,520
	当中間連結会計期間	19,404	1,435	19	20,821
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	940	548	24	1,464
	当中間連結会計期間	831	837	19	1,649
役務取引等収支	前中間連結会計期間	2,536	18		2,555
	当中間連結会計期間	2,519	26		2,545
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	3,641	50		3,692
	当中間連結会計期間	3,730	51		3,782
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,105	31		1,137
	当中間連結会計期間	1,211	25		1,236
その他業務収支	前中間連結会計期間	4,687	191		4,496
	当中間連結会計期間	5,279	245		5,034
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	5,380			5,380
	当中間連結会計期間	5,315	30		5,346
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	692	191		883
	当中間連結会計期間	35	275		311

- (注) 1. 「国内」とは、当行の国内店の円建取引及び国内に本店を有する子会社(以下、「国内子会社」という。)であります。
2. 「国際」とは、当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は「国際」に含めております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、国内と国際の間資金貸借の利息であります。
4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

(2) 国内・国際別資金運用 / 調達の状況

国内業務部門

資金運用勘定の平均残高は、前中間連結会計期間比119億51百万円増加して2兆354億15百万円となり、また利回りは0.08%低下して1.90%となりました。資金運用収益は、前中間連結会計期間比7億5百万円減少して194億4百万円となりました。

一方、資金調達勘定の平均残高は、前中間連結会計期間比273億63百万円増加して2兆7億71百万円となり、また利回りは0.01%低下して0.08%となりました。資金調達費用は、前中間連結会計期間比1億9百万円減少して8億31百万円となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,023,464	20,109	1.98
	当中間連結会計期間	2,035,415	19,404	1.90
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,413,008	17,311	2.44
	当中間連結会計期間	1,401,538	16,356	2.32
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	518	0	0.37
	当中間連結会計期間	454	0	0.42
うち有価証券	前中間連結会計期間	493,587	2,771	1.11
	当中間連結会計期間	559,774	3,023	1.07
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	61,901	0	0.00
	当中間連結会計期間	26,896	0	0.00
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	284	0	0.24
	当中間連結会計期間	223	0	0.01
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,973,408	940	0.09
	当中間連結会計期間	2,000,771	831	0.08
うち預金	前中間連結会計期間	1,869,785	425	0.04
	当中間連結会計期間	1,897,417	360	0.03
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	80,401	17	0.04
	当中間連結会計期間	57,363	12	0.04
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,284	0	0.00
	当中間連結会計期間	22,254	0	0.00
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	4,828	0	0.01
	当中間連結会計期間	2,916	0	0.02
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	15,695	100	1.27
	当中間連結会計期間	16,692	102	1.22

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行の国内店の円建取引及び国内子会社であります。

国際業務部門

資金運用勘定の平均残高は、前中間連結会計期間比39億31百万円増加して1,005億13百万円となり、また利回りは0.12%低下して2.84%となりました。資金運用収益は、前中間連結会計期間比1百万円増加して14億35百万円となりました。

一方、資金調達勘定の平均残高は、前中間連結会計期間比39億16百万円増加して1,007億20百万円となり、また利回りは0.52%上昇して1.65%となりました。資金調達費用は、前中間連結会計期間比2億89百万円増加して8億37百万円となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	96,582	1,434	2.96
	当中間連結会計期間	100,513	1,435	2.84
うち貸出金	前中間連結会計期間	707	5	1.44
	当中間連結会計期間			
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	93,376	1,418	3.03
	当中間連結会計期間	96,506	1,397	2.88
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	771	4	1.24
	当中間連結会計期間	2,147	33	3.12
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	0	0	0.00
	当中間連結会計期間	0	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	96,804	548	1.13
	当中間連結会計期間	100,720	837	1.65
うち預金	前中間連結会計期間	8,865	13	0.30
	当中間連結会計期間	10,434	87	1.66
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	25,488	225	1.76
	当中間連結会計期間	28,260	351	2.48
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	8,190	62	1.53
	当中間連結会計期間	15,393	162	2.10
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1. 「国際」とは、当行の国内店の外貨建取引であります。

2. 国際の中の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,120,047	54,130	2,065,917	21,544	24	21,520	2.07
	当中間連結会計期間	2,135,928	46,489	2,089,438	20,840	19	20,821	1.98
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,413,716		1,413,716	17,316		17,316	2.44
	当中間連結会計期間	1,401,538		1,401,538	16,356		16,356	2.32
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	518		518	0		0	0.37
	当中間連結会計期間	454		454	0		0	0.42
うち有価証券	前中間連結会計期間	586,963		586,963	4,190		4,190	1.42
	当中間連結会計期間	656,281		656,281	4,420		4,420	1.34
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	62,672		62,672	5		5	0.01
	当中間連結会計期間	29,043		29,043	33		33	0.23
うち買現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち預け金	前中間連結会計期間	284		284	0		0	0.24
	当中間連結会計期間	224		224	0		0	0.01
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,070,212	54,130	2,016,082	1,489	24	1,464	0.14
	当中間連結会計期間	2,101,491	46,489	2,055,002	1,668	19	1,649	0.16
うち預金	前中間連結会計期間	1,878,650		1,878,650	438		438	0.04
	当中間連結会計期間	1,907,851		1,907,851	447		447	0.04
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	80,401		80,401	17		17	0.04
	当中間連結会計期間	57,363		57,363	12		12	0.04
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	26,772		26,772	225		225	1.67
	当中間連結会計期間	50,514		50,514	351		351	1.38
うち売現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	13,018		13,018	63		63	0.96
	当中間連結会計期間	18,310		18,310	163		163	1.77
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	15,695		15,695	100		100	1.27
	当中間連結会計期間	16,692		16,692	102		102	1.22

(注) 資金運用勘定及び資金調達勘定の相殺消去額は、国内と国際の間の資金貸借であります。

(3) 国内・国際別役務取引の状況

国内業務部門

役務取引等収益は、前中間連結会計期間比89百万円増加して37億30百万円となりました。一方、役務取引等費用は、前中間連結会計期間比1億6百万円増加して12億11百万円となりました。

国際業務部門

役務取引等収益は、前中間連結会計期間比1百万円増加して51百万円となりました。一方、役務取引等費用は、前中間連結会計期間比6百万円減少して25百万円となりました。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	3,641	50		3,692
	当中間連結会計期間	3,730	51		3,782
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	812			812
	当中間連結会計期間	883			883
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,507	49		1,556
	当中間連結会計期間	1,467	49		1,517
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	291			291
	当中間連結会計期間	345			345
うち代理業務	前中間連結会計期間	681			681
	当中間連結会計期間	696			696
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	2			2
	当中間連結会計期間	1			1
うち保証業務	前中間連結会計期間	346	1		348
	当中間連結会計期間	336	1		338
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,105	31		1,137
	当中間連結会計期間	1,211	25		1,236
うち為替業務	前中間連結会計期間	260	31		292
	当中間連結会計期間	258	25		283

(注) 1. 「国内」とは、当行の国内店の円建取引及び国内子会社であります。

2. 「国際」とは、当行の国内店の外貨建取引であります。

(4) 国内・国際別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	国際	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,839,513	8,809	1,848,322
	当中間連結会計期間	1,885,680	9,177	1,894,858
うち流動性預金	前中間連結会計期間	967,817		967,817
	当中間連結会計期間	1,079,194		1,079,194
うち定期性預金	前中間連結会計期間	837,863		837,863
	当中間連結会計期間	776,807		776,807
うちその他	前中間連結会計期間	33,832	8,809	42,641
	当中間連結会計期間	29,678	9,177	38,856
譲渡性預金	前中間連結会計期間	74,485		74,485
	当中間連結会計期間	55,156		55,156
総合計	前中間連結会計期間	1,913,999	8,809	1,922,808
	当中間連結会計期間	1,940,836	9,177	1,950,014

(注) 1. 「国内」とは、当行の国内店の円建取引及び国内子会社であります。

2. 「国際」とは、当行の国内店の外貨建取引であります。

3. 預金の区分は、次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

その他は、上記、以外の預金

(5) 国内・国際別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成16年9月30日		平成17年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,410,608	100.00	1,355,795	100.00
製造業	111,342	7.89	107,034	7.89
農業	4,807	0.34	5,261	0.39
林業	172	0.01	121	0.01
漁業	28,440	2.02	17,993	1.33
鉱業	1,318	0.10	1,223	0.09
建設業	73,325	5.20	68,935	5.08
電気・ガス・熱供給・水道業	9,892	0.70	9,562	0.70
情報通信業	5,828	0.41	4,819	0.36
運輸業	45,008	3.19	43,068	3.18
卸売・小売業	243,319	17.25	233,927	17.25
金融・保険業	21,770	1.54	22,342	1.65
不動産業	126,659	8.98	120,175	8.86
各種サービス業	271,406	19.24	254,755	18.79
地方公共団体	97,175	6.89	106,244	7.84
その他	370,136	26.24	360,328	26.58
特別国際金融取引勘定分				
政府等 金融機関 その他				
合計	1,410,608		1,355,795	

(注) 「国内」とは、当行及び国内子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別)
該当ありません。

[次へ](#)

(6) 国内・国際別有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	国際	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	238,140		238,140
	当中間連結会計期間	277,580		277,580
地方債	前中間連結会計期間	63,489		63,489
	当中間連結会計期間	78,738		78,738
短期社債	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
社債	前中間連結会計期間	107,794		107,794
	当中間連結会計期間	141,840		141,840
株式	前中間連結会計期間	42,818		42,818
	当中間連結会計期間	62,503		62,503
その他の証券	前中間連結会計期間	30,398	97,916	128,315
	当中間連結会計期間	41,785	99,033	140,818
合計	前中間連結会計期間	482,641	97,916	580,558
	当中間連結会計期間	602,448	99,033	701,482

(注) 1. 「国内」とは、当行の国内店の円建取引及び国内子会社であります。

「国際」とは、当行の国内店の外貨建取引であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	21,622	21,019	603
経費(除く臨時処理分)	14,030	13,768	262
人件費	7,019	6,661	358
物件費	6,068	6,160	92
税金	942	945	3
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	7,592	7,251	341
一般貸倒引当金繰入額	10,335	4,630	14,965
業務純益(は業務純損失)	2,742	11,881	14,623
うち債券関係損益	245	94	151
臨時損益	23,959	3,574	20,385
株式関係損益	385	279	106
不良債権処理損失	24,597	4,443	20,154
貸出金償却		293	293
個別貸倒引当金繰入額	24,725	6,284	18,441
バルクセール売却損	127	2,196	2,069
取引先支援損		61	61
その他臨時損益	253	589	336
経常利益(は経常損失)	26,701	8,306	35,007
特別損益	132	1,691	1,559
うち動産不動産処分損益	338	109	229
うち減損損失		1,792	1,792
税引前中間純利益(は税引前中間純損失)	26,833	6,615	33,448
法人税、住民税及び事業税	716	1,442	726
法人税等調整額	8,099	1,369	9,468
中間純利益(は中間純損失)	19,450	3,803	23,253

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(% (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.96	1.87	0.09
(イ) 貸出金利回	2.41	2.29	0.12
(ロ) 有価証券利回	1.11	1.07	0.04
(2) 資金調達原価	1.47	1.41	0.06
(イ) 預金等利回	0.04	0.03	0.01
(ロ) 外部負債利回	0.24	0.05	0.19
(3) 総資金利鞘	0.48	0.46	0.02

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」= コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(% (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	12.83	13.79	0.96
業務純益(は業務純損失)ベース	4.63	22.60	27.23
中間純利益(は中間純損失)ベース	32.88	7.23	40.11

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	1,854,353	1,901,071	46,718
預金(平残)	1,884,403	1,913,958	29,555
貸出金(末残)	1,418,117	1,361,678	56,439
貸出金(平残)	1,421,941	1,407,670	14,271

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,273,096	1,291,087	17,991
法人	447,739	469,513	21,774
合計	1,720,835	1,760,601	39,766

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	329,699	341,928	12,229
住宅ローン残高	291,040	306,317	15,277
その他ローン残高	38,658	35,611	3,047

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,118,197	1,076,801	41,396
総貸出金残高	百万円	1,418,117	1,361,678	56,439
中小企業等貸出金比率	/ %	78.85	79.07	0.22
中小企業等貸出先件数	件	133,066	127,981	5,085
総貸出先件数	件	133,313	128,224	5,089
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.81	99.81	0.00

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社または常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	57	175	54	291
保証	666	18,086	561	17,389
計	723	18,261	615	17,680

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成16年9月30日 金額(百万円)	平成17年9月30日 金額(百万円)
基本的項目	資本金	22,886	22,886
	うち非累積的永久優先株		
	新株式払込金		
	資本剰余金	18,499	18,497
	利益剰余金	49,308	58,314
	連結子会社の少数株主持分	2,276	2,190
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	その他有価証券の評価差損()		
	自己株式払込金		
	自己株式()	7,272	6,229
	為替換算調整勘定		
	営業権相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	連結調整勘定相当額()		
計 (A)	85,698	95,658	
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	10,473	9,589
	一般貸倒引当金	7,598	7,603
	負債性資本調達手段等		
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		
計	18,071	17,193	
うち自己資本への算入額 (B)	18,071	17,193	
控除項目	控除項目(注4) (C)	101	101
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	103,668	112,750
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,197,907	1,198,483
	オフ・バランス取引項目	17,790	18,097
	計 (E)	1,215,697	1,216,581
連結自己資本比率(国内基準) = (D) / (E) × 100 (%)		8.52	9.26

(注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段に次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成16年9月30日	平成17年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	22,886	22,886
	うち非累積的永久優先株		
	新株式払込金		
	資本準備金	18,402	18,402
	その他資本剰余金	97	94
	利益準備金	7,531	7,531
	任意積立金	58,294	44,294
	中間未処分利益	17,481	6,077
	その他		
	その他有価証券の評価差損()		
	自己株式払込金		
	自己株式()	7,236	6,193
	営業権相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
計 (A)	82,493	93,093	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	10,482	9,599
	一般貸倒引当金	7,476	7,485
	負債性資本調達手段等		
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		
	計	17,958	17,084
うち自己資本への算入額 (B)	17,958	17,084	
控除項目	控除項目(注4) (C)	101	101
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	100,351	110,076
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,179,564	1,180,516
	オフ・バランス取引項目	16,606	17,091
	計 (E)	1,196,170	1,197,607
単体自己資本比率(国内基準) = (D)/(E) × 100(%)		8.38	9.19

(注) 1. 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成16年9月30日	平成17年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	205	118
危険債権	621	505
要管理債権	336	265
正常債権	13,217	12,921

[前へ](#)

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

郵政民営化、銀行代理店制度の改正等様々な規制緩和が今後予定されており、金融界においてはビジネスチャンスの拡大とともにさらなる競争激化が予想されます。このような競争環境の中で、金融機関においては、直面する様々なリスクを適切に管理しつつ、お客さまのニーズに応じていくことが一層重要となってまいります。

また、地域金融機関として、活力ある地域社会の実現を目指し、事業再生・中小企業金融の円滑化、地域の利用者の利便性・安全性の向上を図っていく必要があります。

このような経営環境下、当行は中期経営計画「十八銀行 21世紀の戦略～第2ステージ～」を着実に遂行することにより、長崎県のリーディングバンクとして健全性と収益性を兼ね備えた何が起きても磐石な銀行を実現できるよう努力してまいります。

併せまして、金融機関としての社会性・公共性を十分認識し、法令等遵守態勢の強化・充実に努めてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(1) 当中間連結会計期間に完了した改修、売却等は次のとおりであります。

改修
銀行業

会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月
当行	本店	長崎県長崎市	改修	事務機械等	213	平成17年6月

(注)上記の投資額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

リース業

該当ありません。

その他の事業

該当ありません。

売却

銀行業

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	帳簿価額 (百万円)	売却時期
当行	旧ダイヤランド 出張所	長崎県長崎市	旧店舗	72	平成17年4月

リース業

該当ありません。

その他の事業

該当ありません。

(2) 当中間連結会計期間において、上記(1)以外に主要な設備の重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

(2) 当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、売却等の計画は次のとおりであります。

新設

銀行業

会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
					総額	既支払額			
当行	本店	長崎県長崎市	新設	事務機械等	200		自己資金	平成17年 12月	平成18年 9月

(注)上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

リース業

該当ありません。

その他の事業

該当ありません。

売却

銀行業

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	帳簿価額 (百万円)	売却の予定時期
当行	旧大阪支店長社宅	大阪府豊中市	旧社宅	57	平成17年10月

リース業

該当ありません。

その他の事業

該当ありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	410,000,000
計	410,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年12月26日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	174,495,008	同左	東京証券取引所 市場第1部 大阪証券取引所 市場第1部 福岡証券取引所	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式
計	174,495,008	同左		

(注) 提出日現在発行数には、平成17年12月1日から半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成14年6月26日)		
	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,440	1,566
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,440,000	1,566,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり479(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～ 平成19年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 479 資本組入額 240	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 当行取締役会の承認を得るものとする。	同左

(注) 1. 新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行(転換社債の転換、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を含まない。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

なお、新株予約権発行後、当行が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、当該株式の分割または併合の比率に及び比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

2. (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、当行取締役または従業員の地位を失った後も、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他の一切の処分は認めない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合には相続人の権利行使は認めない。
- (4) その他の条件については、当行第227期定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

株主総会の特別決議日(平成17年6月28日)		
	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)		2,280
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		2,280,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)		1株当たり701(注)1.
新株予約権の行使期間		平成19年7月1日～ 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 701 資本組入額 351
新株予約権の行使の条件		(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡については、当行取締役会の承認を要するものとする。

(注)1. 新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行(商法第280条ノ20、商法第280条ノ21及び商法第341条ノ13の規定に基づく新株予約権の行使の場合を含まない。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

なお、新株予約権発行後、当行が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

- 2.(1)新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、当行取締役または従業員の地位を失った後も、権利行使を可能とする。
- (2)新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。
- (3)新株予約権者が死亡した場合には相続人の権利行使は認めないものとする。
- (4)その他の条件については、当行第230期定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

新株予約権付社債

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成14年12月20日発行)		
	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	8,316	5,632
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,075,975	11,564,681
新株予約権の行使時の払込金額(円)	487	同左
新株予約権の行使期間	平成15年2月3日～ 平成18年3月30日	平成15年2月3日～ 平成17年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 487 資本組入額 244	同左
新株予約権の行使の条件	当行が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について行使請求することはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	8,316	5,632

(注) 当行は、平成17年11月25日開催の取締役会において、管理委託契約証書第1条(9)(八)(130%コールオプション条項)に基づく権利を行使し、本社債の平成17年12月27日の残存額全部を繰上償還することを決議いたしました。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年4月1日～ 平成17年9月30日		174,495		22,886,421		18,402,245

(注) 平成17年10月1日から半期報告書提出日までの間に、新株予約権の行使により増加した発行済株式数、資本金、資本準備金は含まれておりません。

(4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	5,216	2.98
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	5,002	2.86
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,556	2.61
株式会社 佐賀銀行	佐賀市唐人2丁目7番20号	4,025	2.30
十八銀行従業員持株会	長崎市銅座町1番11号	3,750	2.14
株式会社 みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	3,461	1.98
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,158	1.80
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	2,735	1.56
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	2,711	1.55
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	2,657	1.52
計		37,273	21.36

(注) 当行は、自己株式13,511千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合7.74%)を保有しておりますが、上記には記載しておりません。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 13,511,000		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 158,918,000	158,903	同上
単元未満株式	普通株式 2,066,008		同上
発行済株式総数	174,495,008		
総株主の議決権		158,903	

- (注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の失念株式が、それぞれ13,000株及び800株含まれておりますが、「議決権の数」の欄には含まれておりません。
2. 株主名簿上は当行名義となっており実質的に所有していない株式が2,000株ありますが、「議決権の数」の欄には含まれておりません。
3. 上記の「単元未満株式」の「株式数」の欄には、当行所有の自己株式896株が含まれております。

【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社十八銀行	長崎市銅座町1番11号	13,511,000		13,511,000	7.74
計		13,511,000		13,511,000	7.74

(注) 株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。なお、当該株式数は上記発行済株式の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	540	525	524	537	545	570
最低(円)	495	504	505	514	515	512

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

3 【役員の状況】

- (1) 新任役員
該当ありません。
- (2) 退任役員
該当ありません。
- (3) 役職の異動
該当ありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あずさ監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		54,682	2.54	71,475	3.24	131,944	5.77
コールローン及び買入手形		40,299	1.87	2,094	0.09	2,953	0.13
買入金銭債権		45	0.00	47	0.00	47	0.00
商品有価証券		439	0.02	573	0.02	1,011	0.05
金銭の信託		8,237	0.38	5,730	0.26	5,121	0.22
有価証券	6	580,558	26.92	701,482	31.79	631,643	27.64
貸出金	1,2, 3,4,5, 7	1,410,608	65.42	1,355,795	61.44	1,444,145	63.19
外国為替	5	840	0.04	577	0.03	688	0.03
その他資産		38,566	1.79	32,032	1.45	34,223	1.50
動産不動産	6,8, 9,10	53,771	2.49	50,289	2.28	52,519	2.30
繰延税金資産		26,542	1.23	22,686	1.03	26,559	1.16
支払承諾見返		19,445	0.90	18,686	0.85	18,939	0.83
貸倒引当金		77,739	3.60	54,711	2.48	64,424	2.82
資産の部合計		2,156,299	100.00	2,206,758	100.00	2,285,372	100.00
(負債の部)							
預金	6	1,848,322	85.72	1,894,858	85.87	1,888,912	82.65
譲渡性預金		74,485	3.45	55,156	2.50	55,031	2.41
コールマネー及び売渡手形	6	19,169	0.89	28,871	1.31	101,475	4.44
債券貸借取引受入担保金	6	13,939	0.65	16,959	0.77	34,531	1.51
借入金		16,427	0.76	16,860	0.76	17,540	0.77
外国為替		12	0.00	10	0.00	33	0.00
新株予約権付社債		8,509	0.39	8,316	0.38	8,374	0.37
その他負債		24,738	1.15	22,588	1.02	21,161	0.93
退職給付引当金		12,616	0.59	11,536	0.52	12,181	0.53
繰延税金負債		7	0.00	67	0.00	3	0.00
再評価に係る繰延税金負債	8	9,418	0.44	8,624	0.39	9,149	0.40
支払承諾		19,445	0.90	18,686	0.85	18,939	0.83
負債の部合計		2,047,091	94.94	2,082,535	94.37	2,167,334	94.84
(少数株主持分)							
少数株主持分		2,283	0.10	2,264	0.10	2,414	0.10
(資本の部)							
資本金		22,886	1.06	22,886	1.04	22,886	1.00
資本剰余金		18,499	0.86	18,497	0.84	18,504	0.81
利益剰余金		49,703	2.31	58,714	2.66	55,086	2.41
土地再評価差額金	8	13,856	0.64	12,686	0.57	13,459	0.59
その他有価証券評価差額金		9,251	0.43	15,402	0.70	12,648	0.55
自己株式		7,272	0.34	6,229	0.28	6,962	0.30
資本の部合計		106,924	4.96	121,957	5.53	115,623	5.06
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		2,156,299	100.00	2,206,758	100.00	2,285,372	100.00

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		18,500	18,504	18,500
資本剰余金増加高				4
自己株式処分差益				4
資本剰余金減少高		0	7	
自己株式処分差損		0	7	
資本剰余金中間期末(期末)残高		18,499	18,497	18,504
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		69,264	55,086	69,264
利益剰余金増加高		272	4,026	669
中間純利益			3,252	
土地再評価差額金取崩額		272	773	669
利益剰余金減少高		19,833	398	14,846
配当金		397	398	794
役員賞与		24		24
中間(当期)純損失		19,411		14,027
利益剰余金中間期末(期末)残高		49,703	58,714	55,086

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間純利益 (は税金等調整前中間(当期) 純損失)		26,334	6,287	22,824
減価償却費		4,414	4,637	9,154
減損損失			1,792	
貸倒引当金の増減()額		25,858	9,713	12,544
退職給付引当金の増減()額		294	645	729
資金運用収益		21,520	20,821	42,550
資金調達費用		1,468	1,651	3,094
有価証券関係損益()		3,601	49	3,163
金銭の信託の運用損益()		126	419	388
為替差損益()		150	4,833	133
動産不動産処分損益()		743	118	2,095
商品有価証券の純増()減		52	437	625
貸出金の純増()減		52,146	88,350	18,577
預金の純増減()		31,186	5,946	9,705
譲渡性預金の純増減()		22,015	124	2,560
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減()		537	679	1,649
預け金(日銀預け金を除く) の純増()減		57	572	458
コールローン等の純増()減		38,988	859	1,686
コールマネー等の純増減()		40,284	72,603	43,684
債券貸借取引受入担保金の 純増減()		15,255	17,572	5,336
外国為替(資産)の純増()減		261	111	917
外国為替(負債)の純増減()		129	23	135
資金運用による収入		22,018	21,209	42,473
資金調達による支出		1,385	1,700	2,937
その他		1,764	7,100	410
小計		44,089	10,237	76,842
法人税等の支払額		619	820	1,240
営業活動による キャッシュ・フロー		44,708	9,417	75,602

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		155,730	196,992	302,759
有価証券の売却による収入		68,777	49,337	116,731
有価証券の償還による収入		76,828	82,203	134,059
金銭の信託の増加による支出		453	185	3,061
金銭の信託の減少による収入		450		6,435
動産不動産の取得による支出		5,152	4,016	10,567
動産不動産の売却による収入		574	81	1,093
投資活動による キャッシュ・フロー		14,706	69,572	58,068
財務活動による キャッシュ・フロー				
配当金支払額		397	398	794
少数株主への配当金支払額		33	16	16
新株予約権付社債の償還による 支出		9	58	144
自己株式の取得による支出		212	19	400
自己株式の売却による収入		66	745	570
財務活動による キャッシュ・フロー		585	252	785
現金及び現金同等物 に係る換算差額		3	5	1
現金及び現金同等物 の増減()額		59,996	59,896	16,748
現金及び現金同等物 の期首残高		114,195	130,944	114,195
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		54,199	71,047	130,944

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 7社 ・ 十八総合リース㈱ ・ 十八ビジネスサービス㈱ ・ 長崎保証サービス㈱ ・ ㈱十八カード ・ 十八キャピタル㈱ ・ 十八ソフトウェア㈱ ・ ㈱長崎経済研究所 (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 7社 同左 (2) 非連結子会社 同左	(1) 連結子会社 7社 同左 (2) 非連結子会社 同左
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 同左 (2) 持分法適用の関連会社 同左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同左 (4) 持分法非適用の関連会社 同左	(1) 持分法適用の非連結子会社 同左 (2) 持分法適用の関連会社 同左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同左 (4) 持分法非適用の関連会社 同左
3. 連結子会社の(中間)決算日に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 7社	同左	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 7社
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：5年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 同左</p> <p>ソフトウェア 同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：5年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間から償却・引当基準における貸倒引当金の見積り方法を一部変更しております。</p> <p>破綻懸念先に係る債権のうち未保全部分が一定額以上の大口債務者については、未保全額からキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額の全額を引当計上しております。</p> <p>要注意先のうち要管理</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,578百万円であります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,566百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>先に係る債権については、倒産確率を用いる方法から貸倒実績率を用いる方法へ変更して引当計上しております。</p> <p>この変更により貸倒引当金は、従来の方法によった場合に比べ26,600百万円増加しております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、上記に準じた方法により引き当てております。</p>	<p>連結子会社の貸倒引当金は、上記に準じた方法により引き当てております。</p>	<p>また、当連結会計年度から償却・引当基準における貸倒引当金の見積り方法を一部変更しております。</p> <p>破綻懸念先に係る債権のうち未保全部分が一定額以上の大口債務者については、未保全額からキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額の全額を引当計上しております。</p> <p>要注意先のうち要管理先に係る債権については、倒産確率を用いる方法から貸倒実績率を用いる方法へ変更して引当計上しております。</p> <p>この変更により貸倒引当金は、従来の方法によった場合に比べ25,600百万円増加しております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、上記に準じた方法により引き当てております。</p>
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額(以下「未認識年金資産」という。)は「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1により資産及び利益として認識しておりませんでした。平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会平成10年6月16日)の一部が改正され、未認識年金資産を資産及び利益として認識することが認められました。これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用し、当中間連結会計期間から未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分して費用の減額処理の対象としております。これによる退職給付引当金等への影響額は僅少であります。</p>	
	<p>(7) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社については、該当ありません。</p>	<p>(7) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(7) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社については、該当ありません。</p>
	<p>(8) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(8) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(8) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(9) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘ</p>	<p>(9) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘ</p>	<p>(9) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>ツジ損失は1,581百万円、繰延ヘッジ利益は61百万円であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。</p> <p>連結子会社については、該当ありません。</p>	<p>ツジ損失は931百万円、繰延ヘッジ利益は37百万円であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>損失は1,248百万円、繰延ヘッジ利益は48百万円あります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(10)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の 消費税及び地方消費税の 会計処理は、税抜方式に よっております。	(10)消費税等の会計処理 同左	(10)消費税等の会計処理 同左
5.(中間)連結キャッ シュ・フロー計算書 における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フ ロー計算書における資金の 範囲は、中間連結貸借対照 表上の「現金預け金」のう ち現金及び日本銀行への預 け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲 は、連結貸借対照表上の 「現金預け金」のうち現金 及び日本銀行への預け金で あります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年8月9日))及び「固 定資産の減損に係る会計基準の適用 指針」(企業会計基準適用指針第6 号平成15年10月31日)を当中間連結 会計期間から適用しております。こ れにより税金等調整前中間純利益は 1,792百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第 10号)に基づき減価償却累計額を直 接控除により表示しているため、減 損損失累計額につきましては、各資 産の金額から直接控除してしま す。</p>	

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行及び一部の連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間連結会計期間から中間連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p> <p>(退職給付費用)</p> <p>当行は、厚生年金基金の代行返上に伴い、平成16年4月に給付水準の改訂及び平成16年6月に企業年金基金への移行を行い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。本移行に伴う利益583百万円は3年で按分し、退職給付費用に含めて計上しております。</p>		<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行及び一部の連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当連結会計年度から連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p> <p>(退職給付費用)</p> <p>当行は、厚生年金基金の代行返上に伴い、平成16年4月に給付水準の改訂及び平成16年6月に企業年金基金への移行を行い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。本移行に伴う利益583百万円は3年で按分し、退職給付費用に含めて計上しております。</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>1. 貸出金及びその他資産(以下「貸出金等」という。)のうち、破綻先債権額は3,805百万円、延滞債権額は80,637百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金等(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金等」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金等であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金等であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金等以外の貸出金等であります。</p> <p>2. 貸出金等のうち、3カ月以上延滞債権はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金等で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は33,589百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金等で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 貸出金及びその他資産(以下「貸出金等」という。)のうち、破綻先債権額は3,190百万円、延滞債権額は60,995百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金等(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金等」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金等であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金等であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金等以外の貸出金等であります。</p> <p>2. 貸出金等のうち、3カ月以上延滞債権額は57百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金等で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は26,467百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金等で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 貸出金及びその他資産(以下「貸出金等」という。)のうち、破綻先債権額は2,624百万円、延滞債権額は69,051百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金等(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金等」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金等であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金等であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金等以外の貸出金等であります。</p> <p>2. 貸出金等のうち、3カ月以上延滞債権額は102百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金等で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は25,518百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金等で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)																																
<p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は118,031百万円であります。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は20,670百万円であります。</p> <p>6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>73,481百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>15,114百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td>13,939百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券38,968百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は986百万円であります。</p> <p>7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、418,977百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が417,477百万円あります。</p>	有価証券	73,481百万円	担保資産に対応する債務		預金	15,114百万円	債券貸借取引		受入担保金	13,939百万円	<p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は90,710百万円であります。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は18,705百万円であります。</p> <p>6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>101,102百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>10,455百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td>16,959百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券40,207百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は927百万円あります。</p> <p>7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、419,328百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が414,688百万円あります。</p>	有価証券	101,102百万円	担保資産に対応する債務		預金	10,455百万円	債券貸借取引		受入担保金	16,959百万円	<p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は97,295百万円であります。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は21,576百万円あります。</p> <p>6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>164,198百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>16,957百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>70,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td>20,696百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券36,502百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は973百万円あります。</p> <p>7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、404,066百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が402,906百万円あります。</p>	有価証券	164,198百万円	担保資産に対応する債務		預金	16,957百万円	コールマネー	70,000百万円	債券貸借取引		受入担保金	20,696百万円
有価証券	73,481百万円																																	
担保資産に対応する債務																																		
預金	15,114百万円																																	
債券貸借取引																																		
受入担保金	13,939百万円																																	
有価証券	101,102百万円																																	
担保資産に対応する債務																																		
預金	10,455百万円																																	
債券貸借取引																																		
受入担保金	16,959百万円																																	
有価証券	164,198百万円																																	
担保資産に対応する債務																																		
預金	16,957百万円																																	
コールマネー	70,000百万円																																	
債券貸借取引																																		
受入担保金	20,696百万円																																	

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 18,052百万円</p> <p>9. 動産不動産の減価償却累計額 59,915百万円</p> <p>10. 動産不動産の圧縮記帳額 1,402百万円</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 15,991百万円</p> <p>9. 動産不動産の減価償却累計額 60,156百万円</p> <p>10. 動産不動産の圧縮記帳額 1,402百万円</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 17,530百万円</p> <p>9. 動産不動産の減価償却累計額 59,193百万円</p> <p>10. 動産不動産の圧縮記帳額 1,402百万円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																		
1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額35,263百万円を含んでおります。 2.	1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,576百万円を含んでおります。 2. 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について「減損損失」として特別損失に1,792百万円を計上しております。	1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額33,419百万円、貸出金償却5,025百万円及び債権売却損2,661百万円を含んでおります。 2.																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長崎県内</td> <td>営業用資産等</td> <td>土地建物</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地建物</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長崎県外</td> <td>営業用資産等</td> <td>土地建物</td> <td>1,383</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地建物</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用資産については、営業店単位(ただし、個人特化店・出張所等は母店と連携して営業を行っており相互補完関係が強いので、母店と一体として)をグループの単位として取り扱っております。</p> <p>また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。</p> <p>なお、回収可能価額の測定は、正味売却価額及び使用価値によっており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを2.48%で割り引いて算定しております。</p>	場所	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	長崎県内	営業用資産等	土地建物	84	遊休資産	土地建物	287	長崎県外	営業用資産等	土地建物	1,383	遊休資産	土地建物	36	
場所	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)																	
長崎県内	営業用資産等	土地建物	84																	
	遊休資産	土地建物	287																	
長崎県外	営業用資産等	土地建物	1,383																	
	遊休資産	土地建物	36																	

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成16年 9月30日現在	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成17年 9月30日現在	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成17年 3月31日現在
現金預け金勘定 54,682 当座預け金 227 普通預け金 132 定期預け金 120 その他預け金 3 現金及び現金同等物 54,199	現金預け金勘定 71,475 当座預け金 228 普通預け金 77 定期預け金 120 その他預け金 1 現金及び現金同等物 71,047	現金預け金勘定 131,944 当座預け金 239 普通預け金 637 定期預け金 120 その他預け金 3 現金及び現金同等物 130,944

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																																																																																																				
<p>(借手側)</p> <p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>346百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>346百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>52百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>52百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>294百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>294百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>77百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>227百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>305百万円</td></tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>48百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>32百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>2百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>	動産	346百万円	その他	百万円	合計	346百万円	動産	52百万円	その他	百万円	合計	52百万円	動産	294百万円	その他	百万円	合計	294百万円	1年内	77百万円	1年超	227百万円	合計	305百万円	支払リース料	48百万円	減価償却費相当額	32百万円	支払利息相当額	2百万円	<p>(借手側)</p> <p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>364百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>364百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>120百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>120百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>243百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>243百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>76百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>168百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>244百万円</td></tr> </table> <p>・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 百万円</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>41百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>34百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>	動産	364百万円	その他	百万円	合計	364百万円	動産	120百万円	その他	百万円	合計	120百万円	動産	百万円	その他	百万円	合計	百万円	動産	243百万円	その他	百万円	合計	243百万円	1年内	76百万円	1年超	168百万円	合計	244百万円	支払リース料	41百万円	リース資産減損勘定の取崩額	百万円	減価償却費相当額	34百万円	支払利息相当額	2百万円	減損損失	百万円	<p>(借手側)</p> <p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>417百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>417百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>89百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>89百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>328百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>328百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>88百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>245百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>334百万円</td></tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>99百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>70百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>5百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>	動産	417百万円	その他	百万円	合計	417百万円	動産	89百万円	その他	百万円	合計	89百万円	動産	328百万円	その他	百万円	合計	328百万円	1年内	88百万円	1年超	245百万円	合計	334百万円	支払リース料	99百万円	減価償却費相当額	70百万円	支払利息相当額	5百万円
動産	346百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	346百万円																																																																																																					
動産	52百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	52百万円																																																																																																					
動産	294百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	294百万円																																																																																																					
1年内	77百万円																																																																																																					
1年超	227百万円																																																																																																					
合計	305百万円																																																																																																					
支払リース料	48百万円																																																																																																					
減価償却費相当額	32百万円																																																																																																					
支払利息相当額	2百万円																																																																																																					
動産	364百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	364百万円																																																																																																					
動産	120百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	120百万円																																																																																																					
動産	百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	百万円																																																																																																					
動産	243百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	243百万円																																																																																																					
1年内	76百万円																																																																																																					
1年超	168百万円																																																																																																					
合計	244百万円																																																																																																					
支払リース料	41百万円																																																																																																					
リース資産減損勘定の取崩額	百万円																																																																																																					
減価償却費相当額	34百万円																																																																																																					
支払利息相当額	2百万円																																																																																																					
減損損失	百万円																																																																																																					
動産	417百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	417百万円																																																																																																					
動産	89百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	89百万円																																																																																																					
動産	328百万円																																																																																																					
その他	百万円																																																																																																					
合計	328百万円																																																																																																					
1年内	88百万円																																																																																																					
1年超	245百万円																																																																																																					
合計	334百万円																																																																																																					
支払リース料	99百万円																																																																																																					
減価償却費相当額	70百万円																																																																																																					
支払利息相当額	5百万円																																																																																																					

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
(貸手側)	(貸手側)	(貸手側)
1. リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引	1. リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引	1. リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額、減価償 却累計額及び中間連結会計期間 末残高	・リース物件の取得価額、減価償 却累計額、減損損失累計額及び 中間連結会計期間末残高	・リース物件の取得価額、減価償 却累計額及び年度末残高
取得価額	取得価額	取得価額
動産 41,441百万円	動産 40,560百万円	動産 40,330百万円
その他 4,607百万円	その他 4,480百万円	その他 4,504百万円
合計 46,049百万円	合計 45,041百万円	合計 44,835百万円
減価償却累計額	減価償却累計額	減価償却累計額
動産 23,576百万円	動産 23,163百万円	動産 22,641百万円
その他 2,816百万円	その他 2,827百万円	その他 2,784百万円
合計 26,392百万円	合計 25,990百万円	合計 25,426百万円
	減損損失累計額	
	動産 百万円	
	その他 百万円	
	合計 百万円	
中間連結会計期間末残高	中間連結会計期間末残高	年度末残高
動産 17,865百万円	動産 17,396百万円	動産 17,688百万円
その他 1,791百万円	その他 1,653百万円	その他 1,720百万円
合計 19,657百万円	合計 19,050百万円	合計 19,409百万円
・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額	・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当 額
1年内 5,545百万円	1年内 5,789百万円	1年内 5,708百万円
1年超 13,129百万円	1年超 12,199百万円	1年超 12,601百万円
合計 18,674百万円	合計 17,988百万円	合計 18,310百万円
・受取リース料、減価償却費及び 受取利息相当額	・受取リース料、減価償却費及び 受取利息相当額	・受取リース料、減価償却費及び 受取利息相当額
受取リース料 3,402百万円	受取リース料 3,582百万円	受取リース料 6,941百万円
減価償却費 2,980百万円	減価償却費 3,127百万円	減価償却費 6,059百万円
受取利息相当額 407百万円	受取利息相当額 352百万円	受取利息相当額 786百万円
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の 取得価額との差額を利息相当額 とし、各中間連結会計期間への 配分方法については、利息法に よっております。	リース料総額とリース物件の 取得価額との差額を利息相当額 とし、各中間連結会計期間への 配分方法については、利息法に よっております。	リース料総額とリース物件の 取得価額との差額を利息相当額 とし、各連結会計年度への配分 方法については、利息法によっ ております。
2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。	2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。	2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間)財務諸表の注記事項「(有価証券関係)」に記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	13,302	13,175	127	113	240
地方債					
短期社債					
社債	4,405	4,494	88	98	9
その他					
合計	17,707	17,669	38	212	250

(注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	30,777	41,188	10,410	10,649	238
債券	383,154	387,376	4,222	4,691	468
国債	222,885	224,838	1,953	2,262	309
地方債	62,245	63,489	1,244	1,376	132
短期社債					
社債	98,023	99,048	1,025	1,052	27
その他	126,082	126,990	908	1,402	494
合計	540,014	555,555	15,541	16,743	1,202

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式について0百万円、その他有価証券で時価のない株式について72百万円、合計72百万円であります。

また、時価が「著しく下落し、回復する見込みがあると認められない」と判断するための基準は以下のとおりであります。

時価のある有価証券は、中間連結会計期間末日における時価が30%以上下落している場合

時価のない株式は、1株当たり純資産額が50%以上下落している場合

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
私募事業債	4,320
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,625
出資証券	1,329

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	23,267	23,429	161	254	92
地方債					
短期社債					
社債	16,479	16,424	55	74	129
その他					
合計	39,747	39,853	106	328	222

(注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	38,588	60,875	22,286	22,409	122
債券	450,637	452,821	2,183	3,086	902
国債	253,424	254,312	888	1,279	391
地方債	77,971	78,738	766	1,065	298
短期社債					
社債	119,241	119,770	529	741	212
その他	137,437	138,949	1,511	1,890	378
合計	626,664	652,646	25,981	27,386	1,404

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式については該当ありませんが、その他有価証券で時価のない株式について37百万円であります。

また、時価が「著しく下落し、回復する見込みがあると認められない」と判断するための基準は以下のとおりであります。

時価のある有価証券は、中間連結会計期間末日における時価が30%以上下落している場合

時価のない株式は、1株当たり純資産額が50%以上下落している場合

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
私募事業債	5,570
その他有価証券	
非上場株式	1,623
出資証券	1,874

[前へ](#)

[次へ](#)

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	1,011	1

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	13,347	13,559	212	237	25
地方債					
短期社債					
社債	4,611	4,716	105	109	4
その他					
合計	17,958	18,275	317	346	29

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	34,650	49,663	15,013	15,149	136
債券	420,987	426,551	5,564	5,629	65
国債	251,447	254,365	2,918	2,930	12
地方債	60,661	62,050	1,388	1,438	49
短期社債					
社債	108,878	110,135	1,256	1,260	3
その他	128,592	129,328	735	1,302	566
合計	584,230	605,543	21,312	22,081	768

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式については該当ありませんが、その他有価証券で時価のない株式について72百万円であります。

また、時価が「著しく下落し、回復する見込みがあると認められない」と判断するための基準は以下のとおりであります。

時価のある有価証券は、連結会計年度末日における時価が30%以上下落している場合
 時価のない株式は、1株当たり純資産額が50%以上下落している場合

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	117,675	2,169	1,224

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成17年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
私募事業債	4,920
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,661
出資証券	1,539

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成17年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	86,849	207,239	95,141	60,200
国債	57,345	90,015	60,152	60,200
地方債	12,139	31,353	18,557	
短期社債				
社債	17,364	85,870	16,431	
その他	15,299	63,545	15,523	
合計	102,149	270,784	110,664	60,200

[前へ](#) [次へ](#)

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	5,121	14

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	15,541
その他有価証券	15,541
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	6,283
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	9,258
()少数株主持分相当額	6
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	9,251

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	25,981
その他有価証券	25,981
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	10,504
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	15,477
()少数株主持分相当額	74
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	15,402

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成17年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	21,312
その他有価証券	21,312
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	8,616
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	12,696
()少数株主持分相当額	47
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	12,648

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	1,982	56	56
	合計		56	56

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	25,302	578	578
	合計		578	578

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	1,458	34	34
	合計		34	34

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	7,937	185	185
	合計		185	185

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

- [取引の内容] デリバティブ取引は、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約取引を実施しております。
- [取組方針] デリバティブ取引は、主としてALM等によるリスクヘッジの目的で活用しております。
- [利用目的] 金利スワップ取引は、住宅ローン等の固定金利融資、あるいは固定金利預金、さらには固定利付債に対する金利リスク回避のためのヘッジ取引として利用しております。
通貨スワップ取引は、流動性対策として外貨資金の安定調達のため利用しております。
為替予約取引は、主に外貨建資産・負債に係る為替変動リスクを回避するため利用しております。
- [リスクの内容] 当行の利用しているデリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクを内包しております。市場リスクにつきましては、金利関連のデリバティブ取引において金利変動リスクを、通貨関連のデリバティブ取引において為替変動リスクをそれぞれ有しております。また、信用リスクにつきましては、取引企業の信用すなわち債務履行能力が劣化した場合のリスクを有しております。これにつきましては、取引の契約先をいずれも取引所や信用度の高い銀行及び証券会社としたうえで、常時厳格に管理しております。
- [リスク管理体制] デリバティブ取引は、事前に定めたクレジットラインやポジション限度額の範囲内で行っており、その遵守状況は常時把握管理し、定期的に経営陣へ報告を行っております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 売建 買建				
	金利オプション 売建 買建				
店頭	金利先渡契約 売建 買建				
	金利スワップ 受取固定・支払変動	1,671	1,630	47	47
	受取変動・支払固定				
	受取変動・支払変動				
	金利オプション 売建 買建				
	その他 売建 買建				
	合計			47	47

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成17年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 売建 買建				
	通貨オプション 売建 買建				
店頭	通貨スワップ 為替予約 売建	5,632		62	62
	買建	321		6	6
	通貨オプション 売建				
	買建				
	その他 売建 買建				
	合計			55	55

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	26,452	4,633	906	31,992		31,992
(2) セグメント間の内部 経常収益	158	437	1,765	2,361	(2,361)	
計	26,611	5,070	2,671	34,354	(2,361)	31,992
経常費用	53,313	4,852	2,399	60,565	(2,367)	58,197
経常利益(は経常損失)	26,701	218	272	26,210	5	26,205

- (注) 1. 「その他の事業」は保証業等ではありますが、それぞれ全セグメントの10%に満たないため一括して計上しております。
2. 一般企業の売上高及び営業利益又は営業損失に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益又は経常損失を記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	27,739	4,940	858	33,538		33,538
(2) セグメント間の内部 経常収益	149	434	1,419	2,003	(2,003)	
計	27,888	5,375	2,278	35,541	(2,003)	33,538
経常費用	19,582	6,064	2,067	27,713	(2,160)	25,553
経常利益(は経常損失)	8,306	689	210	7,827	156	7,984

- (注) 1. 「その他の事業」は保証業等ではありますが、それぞれ全セグメントの10%に満たないため一括して計上しております。
2. 一般企業の売上高及び営業利益又は営業損失に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益又は経常損失を記載しております。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	52,466	9,359	1,851	63,677		63,677
(2) セグメント間の内部 経常収益	311	887	3,008	4,206	(4,206)	
計	52,777	10,246	4,859	67,883	(4,206)	63,677
経常費用	75,188	9,895	4,535	89,619	(4,211)	85,407
経常利益(は経常損失)	22,410	351	324	21,735	5	21,730

- (注) 1. 「その他の事業」は保証業等ではありますが、それぞれ全セグメントの10%に満たないため一括して計上しております。
2. 一般企業の売上高及び営業利益又は営業損失に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益又は経常損失を記載しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間、前連結会計年度何れも本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間、前連結会計年度何れも国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり純資産額	円	673.97	757.81	725.69
1株当たり中間純利益 (は1株当たり中間(当期)純損失)	円	122.20	20.26	88.32
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円		18.32	

(注) 1. 1株当たり中間純利益(は1株当たり中間(当期)純損失)及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり中間純利益 (は1株当たり中間(当期)純損失)				
中間純利益 (は中間(当期)純損失)	百万円	19,411	3,252	14,027
普通株主に帰属しない金額	百万円			
うち利益処分による役員 賞与金	百万円			
普通株式に係る中間純利益 (は普通株式に係る中間(当期)純損失)	百万円	19,411	3,252	14,027
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	158,850	160,487	158,814
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円		7	
うち支払利息 (税額相当額控除後)	百万円		7	
普通株式増加数	千株		17,427	
うち転換社債型 新株予約権付社債	千株		17,159	
うち自己株式取得方式に よるストックオプション	千株		267	
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益の算定に 含めなかった潜在株式の 概要				自己株式取得方式による ストックオプション(2,089千株)、 新株予約権1種類(新株予約 権の目的となる株式の数 2,491千株)、第3回無担 保転換社債型新株予約権 付社債(新株予約権の目 的となる株式の数17,195 千株)。 なお、自己株式取得方式 によるストックオプションは、 平成17年6月28日に行 使期間が終了いたしました。

2. なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、前中間連結会計期間及び前連結会計年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>(新株予約権の発行) 平成17年11月14日開催の取締役会の決議に基づき、第2回新株予約権証券を、以下の内容にて発行いたしました。</p> <p>(1) 銘柄 株式会社十八銀行第2回新株予約権証券</p> <p>(2) 新株予約権の発行日 平成17年11月18日</p> <p>(3) 新株予約権の発行数 2,280個(新株予約権1個につき1,000株)</p> <p>(4) 新株予約権の発行価額 無償で発行するものとする。</p> <p>(5) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当行普通株式 2,280,000株</p> <p>(6) 新株予約権の行使に際しての払込価額 1株当たり701円 新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行(商法第280条ノ20、商法第280条ノ21及び商法第341条ノ13の規定に基づく新株予約権の行使の場合を含まない。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、当行が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 1,598,280,000円</p> <p>(8) 新株予約権の行使期間 平成19年7月1日から平成22年6月30日</p> <p>(9) 新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、当行取締役または従業員の地位を失った後も、権利行使を可能とする。</p>	<p>平成17年6月28日開催の定時株主総会において、当行の取締役及び従業員に対し、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権の発行の決議を行っております。</p> <p>1 新株予約権発行の要領</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受ける者 当行の取締役、従業員に対し割当を行う。</p> <p>(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当行普通株式240万株を上限とする。</p> <p>(3) 発行する新株予約権の総数 2,400個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、1,000株とする。)</p> <p>(4) 新株予約権の発行価額 無償で発行するものとする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使に際しての払込みをすべき額 新株予約権の行使に際しての払込みをすべき1株当たりの金額(以下「払込金額」という)は、新株予約権を発行する日の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が、新株予約権発行日の終値(終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値)を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。</p> <p>新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行(転換社債の転換、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を含まない。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、当行が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的</p>

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合には相続人の権利行使は認めないものとする。 その他の条件については、当行第230期定時株主総会及び平成17年11月14日開催の当行取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p> <p>(10) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価額のうち資本組入額 1株当たり351円</p> <p>(11) 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権の譲渡については、当行取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(12) 申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳 当行取締役、従業員合計 1,598名 (新株予約権付社債の繰上償還) 平成14年12月20日発行の株式会社十八銀行130%コールオプション条項付第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)につきまして、管理委託契約証書第1条(9)(ハ)(130%コールオプション条項)に基づく権利が当行に生じておりました。 平成17年11月25日開催の当行取締役会において、当該権利を行使し、本社債の平成17年12月27日の残存額全部を下記のとおり繰上償還することを決議いたしました。</p> <p>(1) 繰上償還する銘柄 株式会社十八銀行130%コールオプション条項付第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)</p> <p>(2) 繰上償還対象総額(額面) 6,398百万円 (平成17年11月22日現在)</p> <p>(3) 繰上償還期日 平成17年12月27日</p> <p>(4) 繰上償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>(5) 行使請求最終日 平成17年12月26日</p> <p>(6) 償還のための資金調達の方法 自己資金</p> <p>(7) 社債の減少による支払利息の減少見込額 9百万円(平成17年11月22日現在)</p>	<p>に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>(6) 新株予約権の権利行使期間 平成19年7月1日から平成22年6月30日までとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当を受けた者は、当行取締役または従業員の地位を失った後も、権利行使を可能とする。 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合には相続人の権利行使は認めないものとする。 その他の条件は第230期定時株主総会及びその後の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当対象者との間で締結する契約に定めるところによるものとする。</p>

(2) 【その他】
該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度 の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		54,505	2.55	71,315	3.26	131,279	5.79
コールローン		40,299	1.89	2,094	0.09	2,953	0.13
買入金銭債権		45	0.00	47	0.00	47	0.00
商品有価証券		439	0.02	573	0.03	1,011	0.04
金銭の信託		8,237	0.39	5,730	0.26	5,121	0.23
有価証券	1,7	580,232	27.15	701,003	32.03	631,210	27.86
貸出金	2,3, 4,5,6, 8	1,418,117	66.35	1,361,678	62.21	1,450,651	64.03
外国為替	6	840	0.04	577	0.03	688	0.03
その他資産		13,373	0.63	8,692	0.40	9,901	0.44
動産不動産	7,9, 10,11	52,037	2.43	48,582	2.22	50,791	2.24
繰延税金資産		25,519	1.19	21,752	0.99	25,515	1.13
支払承諾見返		18,261	0.85	17,680	0.81	17,858	0.79
貸倒引当金		74,573	3.49	50,994	2.33	61,377	2.71
資産の部合計		2,137,338	100.00	2,188,732	100.00	2,265,652	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度 の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	1,854,353	86.76	1,901,071	86.86	1,894,842	83.63
譲渡性預金		74,485	3.49	55,156	2.52	55,031	2.43
コールマネー	7	19,169	0.90	28,871	1.32	101,475	4.48
債券貸借取引受入担保金	7	13,939	0.65	16,959	0.77	34,531	1.53
借入金		6,455	0.30	6,467	0.30	6,582	0.29
外国為替		12	0.00	10	0.00	33	0.00
新株予約権付社債		8,509	0.40	8,316	0.38	8,374	0.37
その他負債		14,215	0.67	12,583	0.57	11,005	0.49
退職給付引当金		12,499	0.58	11,392	0.52	12,050	0.53
再評価に係る繰延税金負債	11	9,418	0.44	8,624	0.39	9,149	0.40
支払承諾		18,261	0.85	17,680	0.81	17,858	0.79
負債の部合計		2,031,319	95.04	2,067,131	94.44	2,150,934	94.94
(資本の部)							
資本金		22,886	1.07	22,886	1.05	22,886	1.01
資本剰余金		18,499	0.87	18,497	0.85	18,504	0.82
資本準備金		18,402		18,402		18,402	
その他資本剰余金		97		94		102	
利益剰余金		48,741	2.28	58,305	2.66	54,127	2.39
利益準備金		7,531		7,531		7,531	
任意積立金		58,294		44,294		58,294	
中間未処分利益 (は中間(当期)未処理損失)		17,084		6,479		11,698	
土地再評価差額金	11	13,876	0.65	12,706	0.58	13,480	0.59
その他有価証券評価差額金		9,251	0.43	15,398	0.70	12,645	0.56
自己株式		7,236	0.34	6,193	0.28	6,926	0.31
資本の部合計		106,018	4.96	121,601	5.56	114,718	5.06
負債及び資本の部合計		2,137,338	100.00	2,188,732	100.00	2,265,652	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度 の要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		26,611	100.00	27,888	100.00	52,777	100.00
資金運用収益		21,380		20,647		42,262	
(うち貸出金利息)		(17,186)		(16,188)		(33,958)	
(うち有価証券利息配当金)		(4,182)		(4,415)		(8,261)	
役務取引等収益		3,347		3,443		6,753	
その他業務収益		484		212		693	
その他経常収益		1,398		3,584		3,068	
経常費用		53,313	200.34	19,582	70.22	75,188	142.46
資金調達費用		1,377		1,557		2,910	
(うち預金利息)		(439)		(447)		(878)	
役務取引等費用		1,332		1,417		2,680	
その他業務費用		883		311		1,292	
営業経費	1	14,006		13,711		27,362	
その他経常費用	2	35,713		2,584		40,942	
経常利益 (は経常損失)		26,701	100.34	8,306	29.78	22,410	42.46
特別利益		206	0.78	211	0.76	3	0.00
特別損失	3	338	1.27	1,903	6.82	1,074	2.03
税引前中間純利益 (は税引前中間(当期)純損失)		26,833	100.83	6,615	23.72	23,481	44.49
法人税、住民税及び事業税		716	2.69	1,442	5.17	1,251	2.37
法人税等調整額		8,099	30.43	1,369	4.91	10,668	20.21
中間純利益 (は中間(当期)純損失)		19,450	73.09	3,803	13.64	14,064	26.65
前期繰越利益		2,093		1,902		2,093	
土地再評価差額金取崩額		272		773		669	
中間配当額						396	
中間未処分利益 (は中間(当期)未処理損失)		17,084		6,479		11,698	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：5年～50年 動産：3年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 同左</p> <p>(2) ソフトウェア 同左</p>	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：5年～50年 動産：3年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、当中間会計期間から償却・引当基準における貸倒引当金の見積り方法を一部変更しております。</p> <p>破綻懸念先に係る債権のうち未保全部分が一定額以上の大口債務者については、未保全額からキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額の全額を引当計上しております。</p> <p>要注意先のうち要管理</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,578百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,566百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>先に係る債権については、倒産確率を用いる方法から貸倒実績率を用いる方法へ変更して引当計上しております。</p> <p>この変更により貸倒引当金は、従来の方によった場合に比べ26,600百万円増加しております。</p>		<p>また、当事業年度から償却・引当基準における貸倒引当金の見積り方法を一部変更しております。</p> <p>破綻懸念先に係る債権のうち未保全部分が一定額以上の大口債務者については、未保全額からキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額の全額を引当計上しております。</p> <p>要注意先のうち要管理先に係る債権については、倒産確率を用いる方法から貸倒実績率を用いる方法へ変更して引当計上しております。</p> <p>この変更により貸倒引当金は、従来の方によった場合に比べ25,600百万円増加しております。</p>
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		(会計方針の変更) 従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額(以下「未認識年金資産」という。)は「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1により資産及び利益として認識しておりませんでした。平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会平成10年6月16日)の一部が改正され、未認識年金資産を資産及び利益として認識することが認められました。これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用し、当中間期から未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分して費用の減額処理の対象としております。これによる退職給付引当金等への影響額は僅少であります。	
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,581百万円、繰延ヘッジ利益は61百万円であります。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は931百万円、繰延ヘッジ利益は37百万円であります。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,248百万円、繰延ヘッジ利益は48百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
9.消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同左	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年 8月 9日))及び「固 定資産の減損に係る会計基準の適用 指針」(企業会計基準適用指針第 6 号平成15年10月31日)を当中間会計 期間から適用しております。これに より税引前中間純利益は1,792百万 円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第 10号)に基づき減価償却累計額を直 接控除により表示しているため、減 損損失累計額につきましては、各資 産の金額から直接控除しておりま す。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法 律」(平成15年 3月法律第 9号)が 平成15年 3月31日に公布され、平成 16年 4月 1日以後開始する事業年度 より法人事業税に係る課税標準の一 部が「付加価値額」及び「資本等の 金額」に変更されることになりました。 これに伴い、「法人事業税にお ける外形標準課税部分の損益計算書 上の表示についての実務上の取扱 い」(企業会計基準委員会実務対応 報告第12号)に基づき、「付加価値 額」及び「資本等の金額」に基づき 算定された法人事業税について、当 中間会計期間から中間損益計算書中 の「営業経費」に含めて表示してお ります。</p> <p>(退職給付費用) 当行は、厚生年金基金の代行返上 に伴い、平成16年 4月に給付水準の 改訂及び平成16年 6月に企業年金基 金への移行を行い、「退職給付制度 間の移行等に関する会計処理」(企 業会計基準適用指針第 1号)を適用 しております。本移行に伴う利益 583百万円は 3年で按分し、退職給 付費用に含めて計上しております。</p>		<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法 律」(平成15年 3月法律第 9号)が 平成15年 3月31日に公布され、平成 16年 4月 1日以後開始する事業年度 より法人事業税に係る課税標準の一 部が「付加価値額」及び「資本等の 金額」に変更されることになりました。 これに伴い、「法人事業税にお ける外形標準課税部分の損益計算書 上の表示についての実務上の取扱 い」(企業会計基準委員会実務対応 報告第12号)に基づき、「付加価値 額」及び「資本等の金額」に基づき 算定された法人事業税について、当 事業年度から損益計算書中の「営業 経費」に含めて表示しております。</p> <p>(退職給付費用) 当行は、厚生年金基金の代行返上 に伴い、平成16年 4月に給付水準の 改訂及び平成16年 6月に企業年金基 金への移行を行い、「退職給付制度 間の移行等に関する会計処理」(企 業会計基準適用指針第 1号)を適用 しております。本移行に伴う利益 583百万円は 3年で按分し、退職給 付費用に含めて計上しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>1. 子会社の株式総額 30百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,569百万円、延滞債権額は78,408百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は33,589百万円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 子会社の株式総額 30百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,646百万円、延滞債権額は59,415百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は57百万円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は26,467百万円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 子会社の株式総額 30百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,678百万円、延滞債権額は67,043百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は102百万円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,518百万円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)																																
<p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は114,566百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は20,670百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>73,481百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>15,114百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>13,939百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券38,968百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は928百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、382,576百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が381,076百万円あります。</p>	有価証券	73,481百万円	担保資産に対応する債務		預金	15,114百万円	債券貸借取引	13,939百万円	受入担保金		<p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は87,586百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は18,705百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>101,102百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>10,455百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>16,959百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券40,207百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は870百万円あります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、384,384百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が379,744百万円あります。</p>	有価証券	101,102百万円	担保資産に対応する債務		預金	10,455百万円	債券貸借取引	16,959百万円	受入担保金		<p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は94,341百万円あります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は21,576百万円あります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>164,198百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>16,957百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>70,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>20,696百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券36,502百万円を差し入れております。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、368,811百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が367,651百万円あります。</p>	有価証券	164,198百万円	担保資産に対応する債務		預金	16,957百万円	コールマネー	70,000百万円	債券貸借取引	20,696百万円	受入担保金	
有価証券	73,481百万円																																	
担保資産に対応する債務																																		
預金	15,114百万円																																	
債券貸借取引	13,939百万円																																	
受入担保金																																		
有価証券	101,102百万円																																	
担保資産に対応する債務																																		
預金	10,455百万円																																	
債券貸借取引	16,959百万円																																	
受入担保金																																		
有価証券	164,198百万円																																	
担保資産に対応する債務																																		
預金	16,957百万円																																	
コールマネー	70,000百万円																																	
債券貸借取引	20,696百万円																																	
受入担保金																																		

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 動産不動産の減価償却累計額 34,751百万円</p> <p>10. 動産不動産の圧縮記帳額 1,402百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 動産不動産の減価償却累計額 35,163百万円</p> <p>10. 動産不動産の圧縮記帳額 1,402百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 動産不動産の減価償却累計額 34,838百万円</p> <p>10. 動産不動産の圧縮記帳額 1,402百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 18,010百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 15,945百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 17,488百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)																		
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 998百万円 その他 327百万円</p> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額35,060百万円を含んでおります。</p> <p>3.</p>	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 1,041百万円 その他 271百万円</p> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,654百万円を含んでおります。</p> <p>3. 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について「減損損失」として特別損失に1,792百万円を計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長崎県内</td> <td>営業用資産等</td> <td>土地建物</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地建物</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長崎県外</td> <td>営業用資産等</td> <td>土地建物</td> <td>1,383</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地建物</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用資産については、営業店単位(ただし、個人特化店・出張所等は母店と連携して営業を行っており相互補完関係が強いので、母店と一体として)をグループの単位として取り扱っております。</p> <p>また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。</p> <p>なお、回収可能価額の測定は、正味売却価額及び使用価値によっており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを2.48%で割り引いて算定しております。</p>	場所	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	長崎県内	営業用資産等	土地建物	84	遊休資産	土地建物	287	長崎県外	営業用資産等	土地建物	1,383	遊休資産	土地建物	36	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 2,154百万円 その他 667百万円</p> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額32,796百万円、貸出金償却4,691百万円及び債権売却損2,626百万円を含んでおります。</p> <p>3.</p>
場所	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)																	
長崎県内	営業用資産等	土地建物	84																	
	遊休資産	土地建物	287																	
長崎県外	営業用資産等	土地建物	1,383																	
	遊休資産	土地建物	36																	

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																																																																																																						
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>3,338百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>699百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,038百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>986百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>202百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,189百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>2,352百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>496百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,848百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>764百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>2,145百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,909百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>465百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>398百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>52百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>	動産	3,338百万円	その他	699百万円	合計	4,038百万円	動産	986百万円	その他	202百万円	合計	1,189百万円	動産	2,352百万円	その他	496百万円	合計	2,848百万円	1年内	764百万円	1年超	2,145百万円	合計	2,909百万円	支払リース料	465百万円	減価償却費相当額	398百万円	支払利息相当額	52百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>3,078百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>688百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,767百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>1,311百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>309百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,621百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>1,767百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>378百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,146百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>736百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,474百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,210百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 <table border="0"> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>436百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>379百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>40百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>	動産	3,078百万円	その他	688百万円	合計	3,767百万円	動産	1,311百万円	その他	309百万円	合計	1,621百万円	動産	百万円	その他	百万円	合計	百万円	動産	1,767百万円	その他	378百万円	合計	2,146百万円	1年内	736百万円	1年超	1,474百万円	合計	2,210百万円	百万円		支払リース料	436百万円	リース資産減損勘定の取崩額	百万円	減価償却費相当額	379百万円	支払利息相当額	40百万円	減損損失	百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>3,193百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>689百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,883百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>1,138百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>261百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,399百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>2,054百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>428百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,483百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>741百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,805百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,547百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>926百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>792百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>99百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>	動産	3,193百万円	その他	689百万円	合計	3,883百万円	動産	1,138百万円	その他	261百万円	合計	1,399百万円	動産	2,054百万円	その他	428百万円	合計	2,483百万円	1年内	741百万円	1年超	1,805百万円	合計	2,547百万円	支払リース料	926百万円	減価償却費相当額	792百万円	支払利息相当額	99百万円
動産	3,338百万円																																																																																																							
その他	699百万円																																																																																																							
合計	4,038百万円																																																																																																							
動産	986百万円																																																																																																							
その他	202百万円																																																																																																							
合計	1,189百万円																																																																																																							
動産	2,352百万円																																																																																																							
その他	496百万円																																																																																																							
合計	2,848百万円																																																																																																							
1年内	764百万円																																																																																																							
1年超	2,145百万円																																																																																																							
合計	2,909百万円																																																																																																							
支払リース料	465百万円																																																																																																							
減価償却費相当額	398百万円																																																																																																							
支払利息相当額	52百万円																																																																																																							
動産	3,078百万円																																																																																																							
その他	688百万円																																																																																																							
合計	3,767百万円																																																																																																							
動産	1,311百万円																																																																																																							
その他	309百万円																																																																																																							
合計	1,621百万円																																																																																																							
動産	百万円																																																																																																							
その他	百万円																																																																																																							
合計	百万円																																																																																																							
動産	1,767百万円																																																																																																							
その他	378百万円																																																																																																							
合計	2,146百万円																																																																																																							
1年内	736百万円																																																																																																							
1年超	1,474百万円																																																																																																							
合計	2,210百万円																																																																																																							
百万円																																																																																																								
支払リース料	436百万円																																																																																																							
リース資産減損勘定の取崩額	百万円																																																																																																							
減価償却費相当額	379百万円																																																																																																							
支払利息相当額	40百万円																																																																																																							
減損損失	百万円																																																																																																							
動産	3,193百万円																																																																																																							
その他	689百万円																																																																																																							
合計	3,883百万円																																																																																																							
動産	1,138百万円																																																																																																							
その他	261百万円																																																																																																							
合計	1,399百万円																																																																																																							
動産	2,054百万円																																																																																																							
その他	428百万円																																																																																																							
合計	2,483百万円																																																																																																							
1年内	741百万円																																																																																																							
1年超	1,805百万円																																																																																																							
合計	2,547百万円																																																																																																							
支払リース料	926百万円																																																																																																							
減価償却費相当額	792百万円																																																																																																							
支払利息相当額	99百万円																																																																																																							

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>(新株予約権の発行)</p> <p>平成17年11月14日開催の取締役会の決議に基づき、第2回新株予約権証券を、以下の内容にて発行いたしました。</p> <p>(1) 銘柄 株式会社十八銀行第2回新株予約権証券</p> <p>(2) 新株予約権の発行日 平成17年11月18日</p> <p>(3) 新株予約権の発行数 2,280個(新株予約権1個につき1,000株)</p> <p>(4) 新株予約権の発行価額 無償で発行するものとする。</p> <p>(5) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当行普通株式 2,280,000株</p> <p>(6) 新株予約権の行使に際しての払込価額 1株当たり701円</p> <p>新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行(商法第280条ノ20、商法第280条ノ21及び商法第341条ノ13の規定に基づく新株予約権の行使の場合を含まない。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、当行が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 1,598,280,000円</p> <p>(8) 新株予約権の行使期間 平成19年7月1日から平成22年6月30日</p> <p>(9) 新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、当行取締役または従業員の地位を失った後も、権利行使を可能とする。</p>	<p>平成17年6月28日開催の定時株主総会において、当行の取締役及び従業員に対し、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権の発行の決議を行っております。</p> <p>1 新株予約権発行の要領</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受ける者 当行の取締役、従業員に対し割当を行う。</p> <p>(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当行普通株式240万株を上限とする。</p> <p>(3) 発行する新株予約権の総数 2,400個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、1,000株とする。)</p> <p>(4) 新株予約権の発行価額 無償で発行するものとする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき額 新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「払込金額」という。)は、新株予約権を発行する日の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が、新株予約権発行日の終値(終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値)を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。</p> <p>新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行(転換社債の転換、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を含まない。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、当行が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的</p>

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合には相続人の権利行使は認めないものとする。 その他の条件については、当行第230期定時株主総会及び平成17年11月14日開催の当行取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p> <p>(10) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価額のうち資本組入額 1株当たり351円</p> <p>(11) 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権の譲渡については、当行取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(12) 申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳 当行取締役、従業員合計 1,598名 (新株予約権付社債の繰上償還) 平成14年12月20日発行の株式会社十八銀行130%コールオプション条項付第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)につきまして、管理委託契約証書第1条(9)(ハ)(130%コールオプション条項)に基づく権利が当行に生じておりました。 平成17年11月25日開催の当行取締役会において、当該権利を行使し、本社債の平成17年12月27日の残存額全部を下記のとおり繰上償還することを決議いたしました。</p> <p>(1)繰上償還する銘柄 株式会社十八銀行130%コールオプション条項付第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)</p> <p>(2)繰上償還対象総額(額面) 6,398百万円 (平成17年11月22日現在)</p> <p>(3)繰上償還期日 平成17年12月27日</p> <p>(4)繰上償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>(5)行使請求最終日 平成17年12月26日</p> <p>(6)償還のための資金調達の方法 自己資金</p> <p>(7)社債の減少による支払利息の減少見込額 9百万円(平成17年11月22日現在)</p>	<p>に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>(6) 新株予約権の権利行使期間 平成19年7月1日から平成22年6月30日までとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当を受けた者は、当行取締役または従業員の地位を失った後も、権利行使を可能とする。 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合には相続人の権利行使は認めないものとする。 その他の条件は第230期定時株主総会及びその後の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当対象者との間で締結する契約に定めるところによるものとする。</p>

(2) 【その他】

中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配)

平成17年11月14日開催の取締役会において、第231期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 402百万円

1株当たりの中間配当金 2円50銭

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|---------------------------|---|--|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度 自 平成16年4月1日
(第230期) 至 平成17年3月31日 | 平成17年6月29日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書の
訂正報告書 | 平成17年6月29日提出の有価証券
報告書に係る訂正報告書でありま
す。 | 平成17年7月15日
関東財務局長に提出 |
| (3) 自己株券買付状況
報告書 | | 平成17年4月8日
平成17年5月11日
平成17年6月8日
平成17年7月6日
関東財務局長に提出 |
| (4) 自己株券買付状況
報告書の訂正報告書 | 平成17年4月8日提出の自己株券
買付状況報告書に係る訂正報告書
であります。 | 平成17年6月8日
関東財務局長に提出 |
| (5) 自己株券買付状況
報告書の訂正報告書 | 平成17年5月11日提出の自己株券
買付状況報告書に係る訂正報告書
であります。 | 平成17年6月8日
関東財務局長に提出 |
| (6) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府
令第19条第2項第2号の2(スト
ックオプションとしての新株予約
権の発行)の規定に基づく臨時報
告書であります。 | 平成17年11月14日
関東財務局長に提出 |
| (7) 臨時報告書の
訂正報告書 | 平成17年11月14日提出の臨時報告
書に係る訂正報告書であります。 | 平成17年11月18日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月21日

株式会社十八銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	久 松 清 彦
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	林 田 幸 親
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	山 元 太 志

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社十八銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社十八銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月21日

株式会社十八銀行

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	久 松 清 彦
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	林 田 幸 親
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	山 元 太 志

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社十八銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社十八銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、この会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月21日

株式会社十八銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	久 松 清 彦
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	林 田 幸 親
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	山 元 太 志

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社十八銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第230期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社十八銀行の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月21日

株式会社十八銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	久 松 清 彦
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	林 田 幸 親
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	山 元 太 志

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社十八銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第231期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社十八銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、この会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。